

改正

平成19年6月29日告示第92号  
平成20年6月20日告示第97号  
令和2年3月31日告示第60号  
令和3年9月30日告示第187号

浜田市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱

(目的)

**第1条** この告示は、自然災害により住宅の全壊等生活基盤に被害を受けながら、その自然災害の規模又は住宅の被害程度が被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）で定める対象に該当しないことにより、支援法による支援を受けられない者等に対し、その生活の再建を支援するため、浜田市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象となる自然災害)

**第2条** 支援金の支給の対象となる自然災害は、浜田市の区域内における自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。)とする。

(支援金の支給)

**第3条** 市長は支援金を予算の範囲内で支給する。

2 支援金の支給額の算出において1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(支援金の支給対象世帯)

**第4条** 市長は、第2条に定める自然災害により、次項各号のいずれかに該当する世帯（以下「被災世帯」という。）の世帯主に対し、支援金の支給を行うものとする。この場合、世帯主及び世帯に属する者の認定は、原則として、第2条に定める自然災害により、その居住する住宅に被害が発生した日を基準とする。

2 前項のいずれかに該当する世帯は、次のとおりとする。

(1) その居住する住宅が全壊した世帯

(2) その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

(3) 被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由により、その居住する住宅が居住不可能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(4) その居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）

(5) その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（第2号から第4号までに掲げる世帯を除く。）のうち、そ

の居住する住宅を補修し、新たに住宅を建設し、若しくは購入し、又は住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）を除く。）を賃貸するもの（以下「中規模半壊世帯」という。）

(6) その居住する住宅の損害の割合が、20パーセント以上30パーセント未満であると認められた世帯のうち、その居住する住宅を補修するもの（以下「半壊世帯」という。）

(7) その居住する住宅の損害の割合が、10パーセント以上20パーセント未満であると認められた世帯のうち、その居住する住宅を補修するもの（以下「準半壊世帯」という。）

3 住宅の被害認定は、統一基準（「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）通知））により市長が行う。被害認定に当たっては、その重要性にかんがみ、迅速かつ適正に行うよう努めなければならない。なお、全壊については全焼及び全流出が、半壊については半焼が含まれるものとする。

（支援金の額）

**第5条** 被災世帯（中規模半壊世帯、半壊世帯及び準半壊世帯並びに被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第7項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）とし、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯に該当するとき、その額に当該各号に定める額を加えた額とする。

(1) その居住する住宅を建設し、又は購入する（浜田市内で行うものに限る。）世帯 200万円

(2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円

(3) その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する（浜田市内で行うものに限る。）世帯 50万円

2 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

3 中規模半壊世帯の世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該各号に掲げる住宅の再建に係る経費（第3号に掲げる住宅の再建については、当該住宅の賃借に係る家賃（37月分までに限る。）及び礼金、仲介手数料その他の初期費用に限る。）がその額に達しない場合は、当該経費の額とする。

(1) その居住する住宅を建設し、又は購入する（浜田市内で行うものに限る。）世帯 100万円

(2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円

(3) その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する（浜田市内で行うものに限る。）世帯 25万円

4 前項の規定にかかわらず、中規模半壊世帯が同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該各号に定める額のうち最も高い額とする。

5 半壊世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円とする。ただし、居住する住宅の補修に係る経費がその額に達しない場合は、当該経費の額とする。

6 準半壊世帯の世帯主に対する支援金の額は、40万円とする。ただし、居住する住宅の補修に係る経費がその額に達しない場合は、当該経費の額とする。

7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前各項の規定を準用する。この場合において、前各項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5,000円」と、「200万円」とあるのは「150万円」と、「25万円」とあるのは「18万7,500円」と、「40万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

8 前各項の規定にかかわらず、支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給を受ける者の支援金の額は、当該各項に定める額から支援法に基づく被災者生活再建支援金の額を差し引いた額とする。

(支援金の支給の申請)

**第6条** 前条第1項の規定による支援金（同項各号（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額に係る部分を除く。）の支給は、第2条に定める自然災害が発生した日から起算して13月を経過する日までの間になされた被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合は、当該世帯主に準ずる者）の申請に基づき行うものとする。

2 前条第1項の規定による支援金（同項各号に定める額に係る部分に限る。）並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定による支援金の支給は、第2条に定める自然災害が発生した日から起算して37月を経過する日までの間になされた被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合は、当該世帯主に準ずる者）の申請に基づき行うものとする。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の支援金の申請期間を延長することができるものとする。

4 支援金の支給申請は、被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添付して、市長に行われなければならない。

(1) 市が発行する住宅のり災証明書

(2) 住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、やむなく解体した場合は、その解体を証明する書類

(3) 住宅の再建方法に応じた支援金の支給申請を行う場合にあっては、住宅を建設、購入、補修若しくは賃貸をしたこと、又はしようとする事が確認できる契約書等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(支援金の支給決定)

**第7条** 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、被災者生活再建支援金支給決定通知書（様式第2号）又は被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(支給決定の取消し)

**第8条** 市長は、被災者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) 支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの告示に基づく請求に応じないとき。

2 市長は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（様式第4号）を当該被災者に交付するものとする。

(支援金の返還)

**第9条** 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、被災者生活再建支援

金返還請求書（様式第5号）により、期限を定めて、当該被災者に支援金の返還を請求するものとする。

（他の支援金の一時停止）

**第10条** 被災者に対し支援金の返還を請求し、当該被災者が当該支援金の全部又は一部を納付しない場合において、当該被災者に対して支給すべき支援金があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該支援金と未納付額とを相殺するものとする。

（関係書類の保存）

**第11条** 本事業の関係書類は、本事業実施後5年間保存しなければならない。

（その他）

**第12条** この告示に定めるもののほか、交付については支援法に基づく支給内容に準じて行うものとする。

#### 附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年6月29日告示第92号）

この告示は、平成19年6月29日から施行する。

#### 附 則（平成20年6月20日告示第97号）

この告示は、平成20年6月20日から施行する。

#### 附 則（令和2年3月31日告示第60号）

この告示は、令和2年3月31日から施行する。

#### 附 則（令和3年9月30日告示第187号）

この告示は、令和3年9月30日から施行し、改正後の浜田市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱の規定は、令和2年7月3日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金について適用する。